

■ もくじ ■

入札物件について	1	ページ
市有地売払いの流れ	2	ページ
1. 入札参加申込受付	2	ページ
2. 入札保証金の入金	3	ページ
3. 入札の実施	4	ページ
4. 市有地売渡決定の通知	5	ページ
5. 契約保証金の入金	6	ページ
6. 契約締結	6	ページ
7. 残額の支払い	8	ページ
8. 所有権の移転及び物件の引渡し	8	ページ
各様式の記入例及び土地売買契約書	9	ページ
府中市有地売払入札参加申込・入札会場案内図	24	ページ

■ 入札物件について ■

1 入札物件

入札に付す物件は、次のとおりです。詳細については物件調書をご覧ください。

区画 番号	所在地	面積	入札開始時刻	最低売払価格
1	住吉町三丁目 5 2 番 3 1	137.60	10 時 00 分	33,024,000
2	北山町四丁目 1 0 番 1 1	74.90	10 時 05 分	18,576,000
3	押立町二丁目 2 5 番 4 1	121.90	10 時 10 分	32,913,000
4	押立町二丁目 2 5 番 4 2	121.89	10 時 15 分	31,692,000
5	押立町二丁目 2 5 番 4 3	127.50	10 時 20 分	29,963,000
6	押立町二丁目 2 5 番 4 5	113.03	10 時 25 分	30,858,000

注意事項

- 1 都合により売払いを中止する、または入札物件を変更する場合があります。
- 2 受付は9時45分から開始します。
- 3 現地説明会は行いません。

2 物件調書について

別添付の物件調書（以下「本調書」という。）は、入札参加者が物件の概要を把握するために、限られた資料を用いて作成したものです。ついては、実際の状況や法令の制限と異なる場合がありますが、本調書を含む入札要領の記載事項と現物が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできませんので、入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。また、次の説明事項や本入札要領をよく読んで、諸条件についての確認を行ってください。

（1）現状有姿での引渡し

本調書記載の有無に関わらず、越境物、工作物等を含めて現状有姿にて物件を引き渡します。なお、市有地売払いの看板については、市で撤去します。

（2）調査の未実施

本調書に記載のある場合を除いて、売払いに際して「地盤」「地下埋設物」「土壌汚染」「給排水施設」「残置物の所有権」等の調査は実施しておりません。入札参加者において調査の実施を希望される場合は、事前に財産活用課に連絡してください。

（3）法令等に基づく制限

ア「法令等に基づく制限」欄に記載した事項は、制限を受ける可能性のある法令の一部を例示したものであり、制限の全てを示したものではありません。

イ「建ぺい率」「容積率」欄に記載した数値は用途地域に基づく建ぺい率等です。

■ 市有地売払いの流れ ■

1. 入札参加申込受付

入札に参加される方は、受付期間内に必要書類を受付場所の窓口にて直接提出してください。

(1) 受付期間

令和元年9月11日（水）から令和元年11月6日（水）までの
午前8時30分～午後5時

*土・日・祝日は除きます。また、郵送等による受付はいたしません。

*臨時窓口として、10月26日（土）の午前9時から正午まで、市役所1階の
市民談話室で申込受付を実施します。（前日までの事前予約制：電話にて事前予
約を受け付けたのち、FAXにて受付票を送ります。）

(2) 受付場所

府中市役所（東庁舎2階）行政管理部財産活用課

東京都府中市宮西町2丁目24番地

（最寄り駅）JR南武線・武蔵野線府中本町駅、京王線府中駅

(3) 参加資格

入札に参加できる方は、日本国内に住所を有し、次のいずれにも該当しない方とします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する者

イ 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号から第6号、府中市暴力団排除条例（平成23年6月条例第9号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員または構成員

オ ウ又はエに掲げる者から委託を受けた者、若しくはウ又はエに掲げる者の関係団体の役職員または構成員

カ 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び同法の規定による固定資産税・都市計画税を滞納している者

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する府中市職員

(4) 必要書類

	書類名称	個人 申込み	法人 申込み
ア	府中市有地売払一般競争入札参加申込書兼府中市有地買受申込書 ※1	●	●
イ	誓約書	●	●
ウ	印鑑（登録）証明書 ※2 ※3	●	●
エ	住民票の写し ※2 ※3 （世帯全員のもので、省略のないもの、世帯主・続柄・本籍・国籍・在留情報等の全事項の記載のあるもの。個人番号は不要。）	●	
オ	登記事項証明書（現在事項全部証明書）		●
カ	役員一覧表		●

※1 落札した場合に契約する方の住所・氏名を記入のうえ、印鑑登録印を押印してください。申込者とは異なる方との契約締結は行いません。（共有名義予定で入札参加申込みをされる方は代表者1名とその他共同申込者全員、法人にあっては法人名・代表者名を記入してください。）

※2 発行日から3か月以内のもの

※3 共有名義予定の申込者（共同申込み）の場合は、申込者全員分が必要

※4 同一の申込者が複数の区画に入札参加申込みされる場合は、ア以外の必要書類は1部添付のみで可

注意事項

府中市有地売払いについて、府中市暴力団排除条例に基づき、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、府中市から警察その他関係機関に照会することがあります。このため、入札参加申込者及び関係者（個人の場合は、申込者と同世帯の方全員、法人の場合は、法人の役員全員、共同申込みの場合は、全申込者と同世帯の方全員）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提出してください。

住民票の写しや、役員等一覧表での情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができません。

2. 入札保証金の入金

入札に参加するためには、入札保証金をあらかじめ納付する必要があります。入札終了後、落札者以外の方には返還します。入札保証金は、物件調書に記載されている最低売払価格の100分の3に相当する金額を納付してください。

*入札保証金の納付期日は、令和元年11月12日（火）までです。

*入札保証金は、入札参加申込後、市が発行する納入通知書兼領収書により、同書に記載の府中市指定金融機関窓口で納付してください。

*領収日付印が押された領収書は大切に保管し、入札日にご持参ください。

*複数の区画に入札参加申込された場合、区画ごとに入札保証金の支払いが必要です。

3. 入札の実施

(1) 入札の日時及び場所

入札の日時	令和元年11月24日(日) 午前9時45分受付開始 午前10時入札開始
入札の場所	府中市役所(北庁舎3階) 会議室

(2) 入札当日に必要な書類

	書類名称	備考
ア	入札書	入札書は提出用封筒(様式は任意)に入れてください
イ	入札保証金領収書	金融機関の領収日付印が押印されたもの *入札保証金領収書の提示がなく入金確認ができない場合は、入札に参加することができません
ウ	委任状	法人代表者以外の社員、又は共同申込みの代表者以外が入札に参加する場合
エ	共有者持分内訳書	共同申込みで落札された場合に、必要となります。
オ	入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書	

*複数の区画に入札参加申込された方は、区画ごとに全ての書類をご用意ください。

(3) 入札書の記載事項

- ア 入札書には、入札者の住所及び氏名(共同申込みの場合は共同申込代表者、法人にあってはその所在地、名称及び代表者名)、入札物件、入札金額を記入のうえ、押印してください。
- イ 代理人が入札に参加する場合は、委任状の「代理人使用印」を入札書に押印してください。
- ウ 入札金額は、最低売払価格以上の金額を記入してください。
- エ 入札金額の記入は、算用数字を用い、最初の数字の前に「¥」の記号を記入してください。

(4) 入札の方法

- ア 入札書を封筒に入れ、封筒に入札者の住所及び氏名(共同申込みの場合は申込代表者のみ、法人にあってはその所在地、名称及び代表者名)を記入し、市の担当者の指示に従い、入札会場にて指定の場所に提出してください。(封筒は任意のものをご用意ください。)
- イ 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となります。

- ア 委任状を提出しなかった者に係る代理人の行った入札
- イ 同一土地に対し他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
- ウ 同一土地に対して1回の入札において2通以上の入札を行った者の入札
- エ 入札書に金額の記入又は記名押印のない入札
- オ 入札金額が最低売払価格に満たない入札
- カ 入札に関し不正な行為を行った者の入札
- キ 入札に参加する資格がない者のした入札
- ク 前各号に掲げるもののほか、本入札要領に違反したもの

(6) 開札

開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係のない市の職員を立ち会わせて開札します。

(7) 落札候補者の決定

最低売払価格以上で最高の価格を入札した者を落札候補者とします。ただし、落札候補者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札候補者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係のない市の職員にくじを引かせます。

(8) 共同申込者が落札候補者となったとき

共同申込者が落札候補者となった場合、土地の共有持ち分割合を記した共有者持分内訳書を提出してください。(共同落札候補者全員の記名、印鑑登録印の押印が必要です。)

4. 市有地売渡決定の通知

落札候補者の方に、入札日からおよそ1週間以内に売渡決定の通知を送ります。

*落札に至らなかった方には「入札結果通知」を送ります。また、入札保証金の返還手続きを行います。

(1) 落札・売渡決定の通知

落札候補者の資格審査の後、落札者が決定し、入札物件の買受人を決定したときは、府中市有地売渡決定通知書によりその旨を通知します。

ただし、次号に該当する場合は落札者の決定を留保することとなります。

(2) 落札者の決定を留保する場合

最低売払価格以上で最高の価格をもって入札した者が、「1. 入札参加申込受付」の「(3) 参加資格」に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて

て確定していない場合には、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。

落札者の決定を留保した物件の落札者の決定は、次のとおりとなります。

ア 「排除要請が行われなかった場合」

落札候補者を落札者と決定します。

イ 「排除要請が行われた場合」

落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売払価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格を入札した者を落札者と決定します。

(3) 入札保証金の充当・返還

ア 入札保証金の充当

落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当します。

イ 入札保証金の返還

落札者以外の入札者に対しては、落札者の決定後に入札保証金の返還の手続きを行います。入札保証金の返還はすべて口座振込で行います。振込先は、受付時に提出された入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書で指定された口座に振り込みます。入札保証金には、納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息は付しません。

ウ 入札保証金返還についての注意点

落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件に入札した入札者の入札保証金については、返還することができません。

5. 契約保証金の入金

落札者は、府中市有地売渡決定通知書に記載の納付期日までに、同封する納入通知書兼領収書により契約保証金を納付してください。契約保証金は、落札価格の100分の10に相当する金額です。

*入札保証金は、契約保証金に充当しますので、その差額を納付してください。契約保証金には利息を付しません。

*納付期日までに納付されない場合は、落札を無効とし、売渡決定を取り消すことがあります。この場合、入札保証金は市に帰属します。契約保証金の納付期限は府中市有地売渡決定の通知の日からおおむね4週間程度の予定です。

6. 契約締結

(1) 契約の締結

落札者は、府中市有地売渡決定通知書に記載の契約締結期限日までに契約を締結してください。期限日までに契約を締結されない場合は、落札は無効とし、売渡決定

を取り消すことがあります。この場合、入札保証金は市に帰属します。契約締結期限日は府中市有地売渡決定の通知の日からおおむね2週間程度の予定です。
 売買契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、落札者の負担となります。

(2) 契約締結時に必要な書類等

ア	納税証明書 ※1	直近2年度分の区市町村民税及び固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書
イ	本籍地の市区町村が発行する身分証明書 ※1 ※2	個人申込みの場合 *「身分証明書」という名称の証明書です。免許証等の本人確認書類ではありません。
ウ	全国の法務局(本局)が発行する成年被後見人、被保佐人等に該当しないことの証明 ※1※2	個人申込みの場合
エ	府中市有地売渡決定通知書	
オ	契約保証金(充当差額金)納入通知書兼領収書	
カ	印鑑登録印 ※1	
キ	収入印紙	契約書貼付用、所有権移転登記に伴う登録免許税用
ク	住民票の写し ※1※2	法人の場合は資格証明書
ケ	印鑑登録証明書 ※1※2	法人の場合は印鑑証明書

※1 共有名義の場合、共有者全員分が必要です。

※2 発行日から3か月以内のもの

※3 複数の区画を落札された場合、ア、イ、ウの書類はそれぞれ1部添付で可

(3) 契約にあたっての費用

印紙税額(令和2年3月31日まで)

契約金額(売払代金)	収入印紙
1千万円を超え5千万円以下	1万円
5千万円を超え1億円以下	3万円
1億円を超え5億円以下	6万円
5億円を超え10億円以下	16万円

(4) かし担保責任

買受人は、契約締結後、売買物件に隠れたかしのあることを発見しても、売買代金減額の請求、損害賠償の請求、契約の解除又はかし修補の請求をすることができません。

7. 残額の支払い

契約保証金は売買代金に充当しますので、契約締結後は契約保証金を差し引いた売買代金の残金を契約書に記載された日までに全額納付してください。

期限日までに売買代金の全額納付がない場合は、契約は解除となり、契約保証金は市に帰属します。また、契約に要した一切の費用は返還できません。

8. 所有権の移転及び物件の引渡し

(1) 所有権の移転及び物件の引渡し

売買代金を市で全額納付が確認できたときに所有権を移転します。また、同時に物件の引渡しがあったものとします。

(2) 所有権移転登記

物件の引渡し後、市が所有権移転登記を行います。所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

所有権移転登記にあたっての費用

登録免許税額 *詳しくは、別途落札者にご案内いたします。

(落札物件の近傍類似地の固定資産税評価額 (1 m²当たりの単価))

× (落札物件の地積) × 1,000 分の 15 (税率) = 登録免許税

【計算例】

落札物件の近傍類似地の固定資産税評価額が 180,500 円/m²で地積が 110.10 m²の場合

180,500 円/m² × 110.10 m² = 19,873,000 円 *1,000 円未満切捨て

19,873,000 円 × 15 / 1000 = 税額 298,000 円 *100 円未満切捨て

(3) その他

土地を買受けされた方には所有権移転登記の日の翌年以降、固定資産税・都市計画税、及び不動産取得税が課税されます。

固定資産税・都市計画税について

(問合先) 府中市市民部資産税課 土地係

電話 042-335-4445

不動産取得税について

(問合先) 東京都立川都税事務所

電話 042-523-3177

■ 各様式の記入例及び土地売買契約書 ■

- ・ 「府中市有地売払一般競争入札参加申込書兼府中市有地買受申込書」
- ・ 「誓約書」
- ・ 「役員等一覧表」
- ・ 「入札書」
- ・ 「委任状」
- ・ 「共有者持分内訳書」
- ・ 「入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書」
- ・ 「土地売買契約書」

受付印

府中市有地売払一般競争入札参加申込書
兼
府中市有地買受申込書

府中市長

年 月 日

府中市が売払する次の物件を買い受けたいので、当該物件に係る府中市有地売払一般競争入札に参加を申し込みます。

申込者 (共同申込代表者)	住所 (※)	住所、氏名、電話番号を記入し印鑑登録印を押印してください。	印 (印鑑登録印)
	氏名 (※)		
	電話番号		

※法人にあっては、主たる所在地及び名称並びに代表者名を記入する。

申込物件	区画番号	
	所在地	
	面積	m ²

入札保証金納付方法	後日、市が発行する納入通知書により指定金融機関の窓口で納付
-----------	-------------------------------

申込書の提出後に、府中市から「納入通知書」をお渡ししますので、指定金融機関に入札保証金を納付していただき、入札日当日に領収書を持参してください。

※共同名義で契約を予定している場合は、申込者（共同申込代表者）の欄に代表して入札手続きを行う者の住所・氏名を記入し、裏面の「その他共同申込者」欄に共同申込代表者以外の申込者全員の住所・氏名を記入し、印鑑登録印を押印してください。

私たちは表記の申込者欄の者を代表者に選任し、入札に関する一切の権限を委任します。

その他共同申込者	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	印 (印鑑登録印)
	住所	
	氏名	印 (印鑑登録印)
	住所	
	氏名	印 (印鑑登録印)
	住所	
	氏名	印 (印鑑登録印)
	住所	
	氏名	印 (印鑑登録印)

共同で申し込む場合で、代表者に入札の全権を委任する方々全員の住所、名前を記入し印鑑登録印を押印してください。

誓 約 書

私は、府中市有地売払一般競争入札の参加申込みにあたり、次のとおり誓約します。

- 1 私は、次の各号のいずれにも該当しない者です。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する者
 - (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号から第6号、府中市暴力団排除条例（平成23年6月条例第9号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
 - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員または構成員
 - (5) (3) 又は (4) に掲げる者から委託を受けた者、若しくは (3) 又は (4) に掲げる者の関係団体の役職員または構成員
 - (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び同法の規定による固定資産税・都市計画税を滞納している者
 - (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する府中市職員

2 私は、前項（3）に該当しないことを確認するため、府中市が警察当局へ情報提供することについて同意します。又、市有地の落札者候補者として決定された後において、前項に規定する事項に反する事実が判明した場合は、当該落札者候補者としての決定を取り消され、売買契約を締結しないこととされても、一切の異議を申し立てないこととします。

3 私は、府中市有地売払一般競争入札の参加申込みにあつて、本誓約書の内容及び売払物件の現況並びに関係諸規制を十分に把握し、これらについて府中市に一切の異議、苦情を申し立てないこととします。

申込者、共同申込代表者の住所、氏名を記入してください。

法人の場合には、所在地、法人名、代表者名を記入してください。

印鑑は印鑑登録印を押印してください。

府中市長

申込者（共同申込代表者）

住 所

(法人所在地)

氏 名

(法人名・代表者名)

①

(印鑑登録印)

共同申込みの場合は、裏面にその他共同申込者の住所・氏名を記入、押印してください。

その他共同申込者

住所

氏名

共同申込者の住所、氏名を
記入してください。
印鑑は印鑑登録印を押印
してください。

住所

氏名

㊞

(印鑑登録印)

㊞

(印鑑登録印)

住所

氏名

㊞

(印鑑登録印)

住所

氏名

㊞

(印鑑登録印)

住所

氏名

㊞

(印鑑登録印)

役員等一覧表(表)

役員等一覧表

法人の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入し印鑑登録印を押印してください。

年 月 日

府中市長

府中市有地売払一般競争入札参加申込書の申込者と同一としてください。

所在地
法人名
代表者氏名

㊞
(印鑑登録印)

下記記載事項に相違ありません。

※該当する性別・年号を○で囲んでください。

役職名	(フリガナ) 氏 名	性別	住 所	生年月日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男		明・大・昭・平 年 月 日
		女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日
		男・女		明・大・昭・平 年 月 日

法人内の役職名、氏名、性別に○印、住所、生年月日(年号に○印)を記入してください。

- 1 この書面には、次に該当する者を記載すること。
 - (1) 株式会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 社団法人又は財団法人については、理事（代表理事を含む。）
 - (5) (1) から (4) までに掲げる法人以外の法人については、(1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にある者
 - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (7) 次に該当する場合は、(1) から (6) に掲げる者のほか、次の者
 - ア 支配人を置く場合は、支配人
 - イ 支店長、営業所長、その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長、営業所長、その他の者
- 2 氏名は、略字等を用いず、戸籍等に記載されている氏名を楷書で記載すること。

委任状

代理人

代理人の住所、氏名を記入してください。

住所 _____

氏名 _____

代理人使用印

代理人の使用する印鑑を押印してください。

私は、上記の者を代理人と定め、次の府中市有地の売払いに伴う一般競争入札に関する権限を委任します。

【入札物件】

入札する物件の区画番号、所在地、面積を記入してください。

区画番号	物件の所在地	面積 (㎡)

年 月 日

府中市長

委任者（府中市有地売払い一般競争入札参加申込者・共同申込代表者）

住所
(法人所在地)

申込みを行った方（委任を行う方）の住所、氏名を記入し印鑑登録印を押印してください。

氏名
(法人名・代表者名)

印
(印鑑登録印)

[注意事項]

- ・ 代理人使用印の枠内に、代理人が入札時に使用する印鑑を押印してください。入札では、この印鑑以外の使用はできません。
- ・ 法人の場合は、所在地、法人名及び代表者名で、委任状を作成してください。
- ・ 法人社員が法人代表者を代理する場合も委任状は必要です。
- ・ 共同申込代表者以外の方が代理人となる場合は、共同申込代表者を委任者とする委任状が必要です。

年 月 日

府中市長

入札物件の区画番号、物件の所在地、面積を記入してください。

共同申込者の共有持分は、下記のとおりです。

区画番号	物件の所在地	面積 (㎡)

1	住所 (所在地)	持 分	分の
	フリガナ		
	氏名 (名称) ㊟		
2	住所 (所在地)	持 分	分の
	フリガナ		
	氏名 (名称) ㊟		
3	住所 (所在地)	持 分	分の
	フリガナ		
	氏名 (名称) ㊟		
4	住所 (所在地)	持 分	分の
	フリガナ		
	氏名 (名称) ㊟		
5	住所 (所在地)	持 分	分の
	フリガナ		
	氏名 (名称) ㊟		
6	住所 (所在地)	持 分	分の
	フリガナ		
	氏名 (名称) ㊟		

共同で申込みの場合には、「1」の欄に共同申込代表者の住所、氏名を記入し印鑑登録印を押印してください。

共同で申込みの場合には、共同申込者全員の名義で登記されますので、各自の持分割合を記入してください。
(注) 持分割合を総て合わせると「1分の1」になるように記入してください。

共同で申込みの場合には、「2」の欄以降に申込書と同じ順番で、共同申込代表者以外の共同申込者全員の住所、氏名を記入し、印鑑登録印を押印してください。

- ※ 共同申込者（共有者）が7名以上の場合は、もう1枚に追加記入してください。
- ※ 共有者の印鑑は、印鑑登録証明書と同じ印鑑を押印してください。

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

府中市長

(府中市有地売払一般競争入札参加申込者)

住 所 (所在地)

(法人名)

氏 名 (代表者名)

印

(印鑑登録印)

個人の場合には、住所・氏名を記入し印鑑登録印を押印してください。
法人の場合には、所在地、商号又は名称、代表者名を記入し印鑑登録印を押印してください。

次のとおり府中市有地売払いに係る一般競争入札の入札保証金の返還を請求し、預金口座への振込みを依頼します。この依頼書に基づき、口座に振り込まれたときは、同時に府中市から入札保証金の返還を受けたものとします。

1 入札物件

申込物件の区画番号、物件の所在地、面積を記入してください。

区画番号	物 件	所 在 地	面 積 (㎡)

2 入札保証金額 (請求金額)

納付した申込区画の入札保証金額を記入してください。
頭に¥マークをつけてください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3 入札保証金の返還請求の理由
一般競争入札に参加したが落

返金を行う場合の振込先の金融機関名、預金種別、口座番号、口座の名義人名を記入してください。

4 振込先

振 込 先	金融機関名 (支店名)			銀行・信用金庫・ 信用組合・農協
				本店・支店・営業部
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	口座名義人 氏名又は商号名称	(フリガナ)		

収入印紙

府行財契第 号

土地売買契約書

売主 府中市 (以下「甲」という。) と買主 ○○○○ (以下「乙」という。) は、次の条項により土地売買契約を締結する。

(売買物件及び売買代金)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地 (以下「この土地」という。) を現状の姿のまま金○○○○円をもって、乙に売り渡すものとする。

所在地 (東京都府中市)	地目	地積
		m ²

(契約保証金)

- 第2条 乙は、契約保証金として金○○○○円を甲に納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金のうち、金○○○○円は入札保証金より充当するものとする。
 - 3 前項の規定による契約保証金の差額○○○○円は、府中市有地売渡決定通知書で指定された日の令和○年○月○日までに、甲の発行する納入通知書により納付するものとする。
 - 4 契約保証金には、利子を付さない。
 - 5 甲は、乙が第3条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。
 - 6 甲は、乙が第3条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

(代金の支払い)

第3条 乙は、第1条の売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金○○○○円を、甲の発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに納付するものとする。

(所有権の移転及び土地の引渡し)

- 第4条 この土地の所有権は、乙が売買代金の全額を支払い、甲がその受領を確認できたときに、甲から乙に移転するものとする。
- 2 この土地は、前項の規定により、所有権が移転したときに、甲から乙に対し現状の姿のまま引渡しがあったものとする。

(移転登記等)

第5条 乙は、前条第1項の規定によりこの土地の所有権が移転した後、直ちに甲に対し所有権

の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

- 2 前項の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は、本契約締結の際にあらかじめ前項に定める費用として登録免許税相当額の収入印紙を甲に提出しなければならない。
- 4 第3条の代金の支払いがあったことをもって第1項の請求があったものとみなす。

(危険負担)

第6条 乙は、本契約締結から売買物件の引渡しまでの間において、当該物件が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(かし担保責任)

第7条 甲は、この土地に隠れたかしがあっても、乙に対してかし担保責任を負わないものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第8条 乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が期日までに売買代金を納付しないとき
- (2) 前号のほか、本契約に定める義務又は甲の定める府中市有地売払一般競争入札要領に違反したとき

2 甲は、乙が前条の規定に違反したときは、催告なしに契約を解除することができる。

(返還金等)

第10条 甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還するものとする。この場合において当該返還金には利子を付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙がこの土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

第11条 乙は、甲が第9条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までにこの土地を原状に回復して返還しなければならない。

ただし、甲がこの土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、この土地が滅失またはき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する額を甲に支払わなければならない。

また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところによりこの土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の抹消登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(契約の費用)

第13条 この契約にかかる費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第14条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第15条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約を証するため、甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

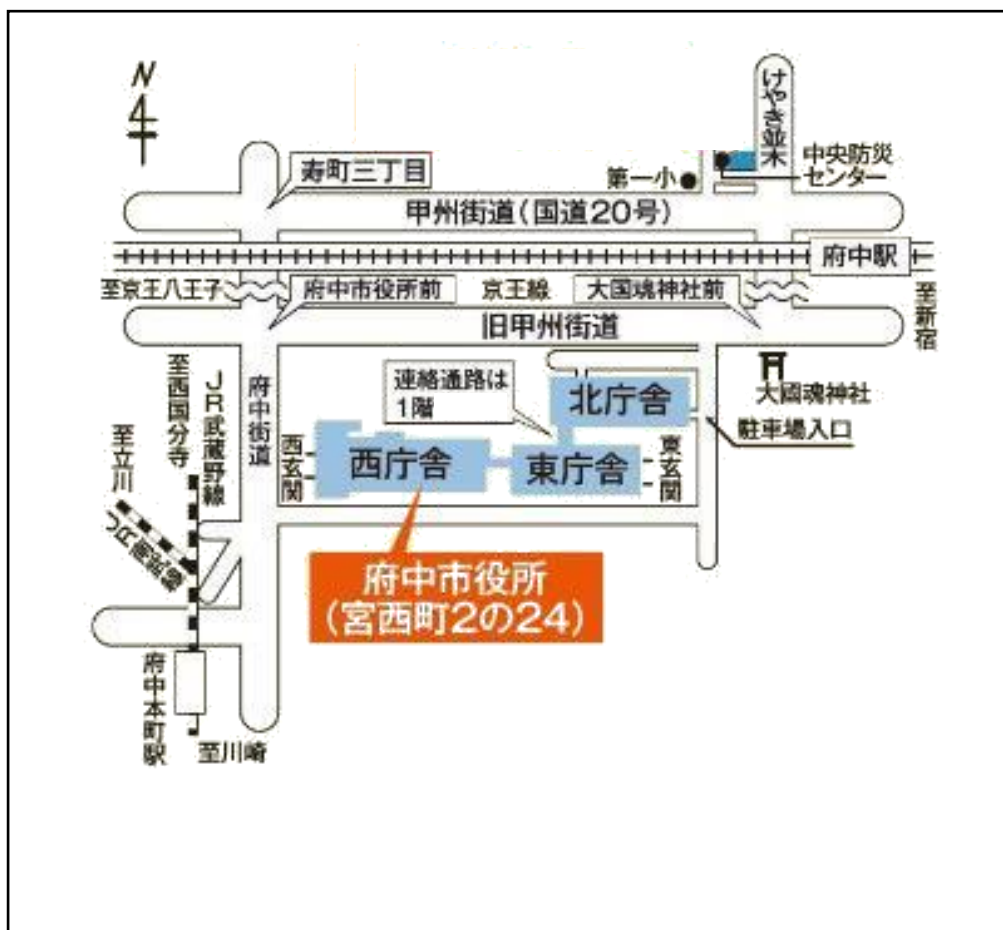
年 月 日

売主（甲） 所在地 東京都府中市宮西町2丁目24番地
名 称 府中市
代表者 市 長 高 野 律 雄 印

買主（乙） 住 所

氏 名

■ 府中市有地売払入札参加申込・入札会場案内図 ■

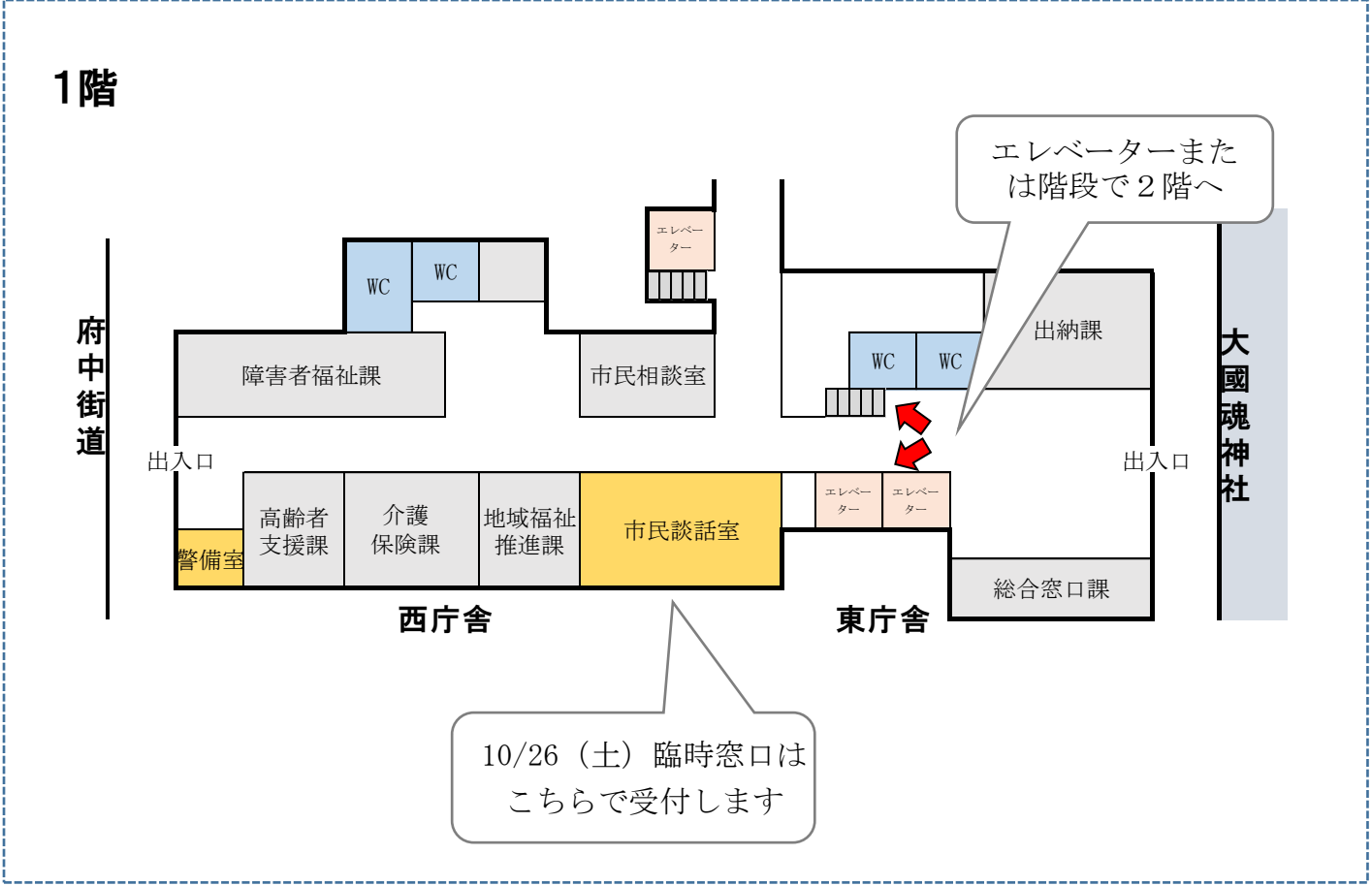


【申込受付場所】 東京都府中市宮西町2丁目24番
府中市役所 東庁舎2階 財産活用課

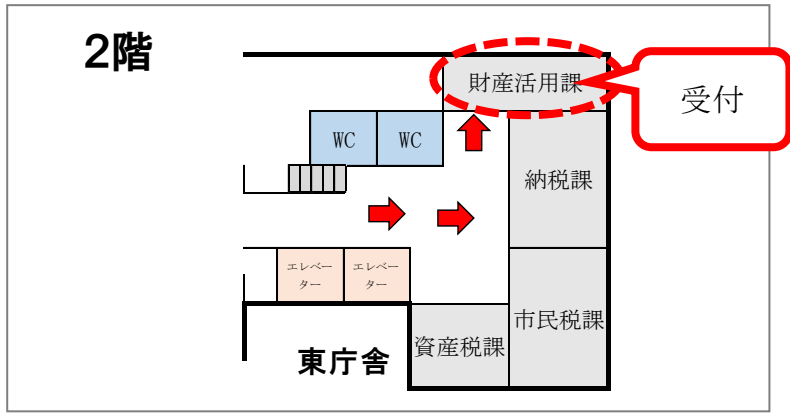
【入札会場】 東京都府中市宮西町2丁目24番
府中市役所 北庁舎3階 会議室
*入札当日は直接入札会場にお越しください。
*入札当日は西玄関からお入りください。

申込受付場所

申込の受付は、東庁舎 2階財産活用課です。



※担当者が不在の場合がありますので、できるだけ事前にご連絡いただいたうえでお願いします。



入札会当日

出入口

東側（大國魂神社側）の出入口は閉鎖されております。西側（府中街道側）からお入りください。

入庁受付

西側出入口入ってすぐの警備室にて入庁手続きを行ってください。

入札控室受付（入札会当日午前9時45分から）

北庁舎3階会議室で、入札参加受付をしてください。

